

都市再生整備計画

ひがしかぐらちようちゆうおうしがいちちく
東神楽町中央市街地地区

(第7回変更)

ほっかいどう ひがしかぐらちよう
北海道 東神楽町

令和6年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォークアブル推進事業	□

都道府県名	北海道	市町村名	東神楽町	地区名	東神楽町中央市街地地区	面積	96.5	ha
計画期間	平成31年度～令和5年度	交付期間	平成31年度～令和5年度					

目標

「東神楽のシンボルとして快適に暮らせるまちづくり」

・住民交流の促進によるまちの活性化

・人口密度の維持による効果的・効率的なまちづくりの形成

・歩いて暮らせるまちづくり

・ゼロカーボンシティの達成

目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

・本町では、昭和44年に都市計画区域が決定され、その後2つの市街化区域(中央・ひじり野)を中心に長期間継続して人口が増加し街が発展してきた。

・しかしながら、平成元年に開始されたひじり野地区における大規模宅地造成事業が終了した現在、人口増はほぼ頭打ちとなり、今後は人口減少の局面に突入していくと見込まれることから、将来的な人口規模に合わせて市街地の集約化を進めていく必要がある。

・中央市街地地区には、町役場のほか各種公共施設が立地しており、その環境を活かして町の中心(シンボル)として機能するまちづくりを形成していく。

・同地区の既存の公共施設には、老朽化が進み、現行の耐震基準を満たさないものが多数あることから、それらの規模・機能等を踏まえ集約して整備することにより利便性を高めるとともに、増加していく高齢者が歩いて暮らせるまちづくりを形成し、また、人口減少に伴い空き家の発生・増加が予想されるため、住み替えを促進し、現在の人口密度を維持したコンパクトなまちづくりを推進する。

・公共施設の再編によって生み出された空き地や空き施設は、適切な活用を促進する。

・ひじり野市街地地区は、良好な住環境が形成されており、大型商業施設が立地していることから生活利便性が優れているが、2つの河川による浸水想定区域が広がっている。

・同地区では、既存の良好な住宅街という特性を活かして生活拠点としてのまちづくりを進め、また、治水対策を充実させて安心して暮らせるまちづくりを形成する。

・中央及びひじり野両地区の互いの特性を活かした都市機能施設を配置し、両地区を結ぶ交通軸を充実させることにより、効果的・効率的なまちづくりを目指していく。

・東神楽町ではゼロカーボンシティ宣言を行っており、第8次総合計画に掲げられている「花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり」の基本目標を達成するため、再生可能エネルギーの導入などを掲げている

まちづくりの経緯及び現況

・本町の都市計画区域は、旭川市・鷹栖町との広域連携のもとに旭川圏都市計画区域を形成し、2,600haを指定している。このうち256ha(都市計画区域の9.8%)を中央市街地・ひじり野両地区の市街化区域、2,344ha(同91.2%)を市街化調整区域に指定しており、市街地の無秩序な拡大を防ぎ、秩序ある都市計画を推進している。特に中央市街地・ひじり野両地区の市街化区域は、各々全長2km程度のコンパクトな街なみが形成され、無秩序な市街地拡大を抑制してきた。

・中央市街地地区は幹線道路である道道東川東神楽旭川線、道道鷹栖東神楽線の交差する交通の要所に役場、公民館、医療施設、バスターミナルなどの都市機能施設が立地している。住民アンケート調査結果でも、中央市街地地区が「役場など行政サービスが充実しており、東神楽の中心(シンボル)的なイメージ」であった。

・中央市街地地区(第1期)事業を行うことにより、地区内居住者数を保持することができたが、本町の将来人口をみると、2020年を境に緩やかに減少し、約20年後の2040年では2015年の93%程度になると推計され、一方で、少子高齢化は拡大し2040年の高齢化率は約40%まで増加する。中央市街地・ひじり野地区の市街化区域を比べると、将来の人口密度や高齢化率は、中央市街地地区の人口減少・高齢化が顕著である。

・そこで、この中央市街地地区で予想される状況に対応するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を立案してまちづくりの将来像を定めるとともに、都市機能誘導区域内における公共施設整備について、住民代表等で構成される検討組織を立ち上げ議論を交わし計画を進めてきた。

課題

1 公共施設等の適切な維持管理

老朽化した公共施設については、適正な地域に機能を集約するなど効果的・効率的な維持管理を図る必要がある。

2 コンパクトな市街地の維持

今後は宅地開発による市街地拡大ではなく、市街地の拡大を抑制した現在の人口密度を維持したコンパクトなまちづくりを維持する必要がある。

3 自動車に依存しないまちづくり

高齢社会においては、自動車に依存せず、歩いて暮らせるまちづくりが必要である。

4 環境に配慮した施設の整備

ゼロカーボンの達成について、東神楽町ではCO2を吸収するためのポテンシャルが少ないため、有効活用が可能な太陽光発電設備等の設置や、施設から排出されるCO2の排出を削減することが課題である。

将来ビジョン(中長期)

【都市計画マスタープラン】

まちづくりの将来像を「豊かな自然のもと、活力に満ち暮らし続けられるまちづくり」と定め、町民一人ひとりが東神楽町で暮らし続けていきたいと思われるまちづくりの形成を目指す。

1 旭川圏・大雪山などの環境を活かした都市基盤の形成

2 安全・安心に暮らせるコンパクトな中央・ひじり野市街地の形成

3 町内の活力を創造する産業とまちの形成

都市構造再編集中支援事業の計画 ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

都市機能配置の考え方

・中央市街地では、役場の周辺部に診療所、図書館、総合体育館、総合福祉センター(公民館を含む。)、トレーニングセンター、郵便局、スーパーマーケット、バスターミナル、コンビニなどが立地していることから、役場庁舎を起点に徒歩5分圏内(半径400m)を中心拠点として都市機能施設を集積していく。

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方 ※誘導施設を整備する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

・中央市街地における唯一の医療施設である診療所は町内で最も古い建築物であるが、今後加速する高齢化社会に対応する身近な施設であり、また、まちのにぎわいを創出する文化交流施設である総合福祉会館もおよそ50年が経過して老朽化が進んでいることから、それらの機能を集約して、現在役場の立地する敷地に新たな複合施設として整備を進める。このことにより、地域住民が今以上に顔を合わせる機会が増えるほか、様々なイベントや住民活動を知り参加するきっかけとなるため、住民交流の活性化が促進されるとともに、移住定住に対するモチベーションを高めることができる。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
公共施設年間利用者増加率	率	複合化の対象となる施設の年間利用者数の増加率	都市機能施設の集約・複合化による利便性向上により、利用者数を増加させる。	1	H29	1.1	R5
人口密度(中央市街地地区)	人/ha	居住誘導区域内の人口密度	地区内の生活快適性を向上させ、人口密度の希薄化を抑制する。	31人	H29	31人	R5
健康くらぶ加入者数の増加	人数	町が主催する健康くらぶの加入者数の増加	ポケットパーク、道路の整備、トレーニングセンターの活用強化により、歩いて暮らせるまちづくりを定着させ、健康増進を意識した町民を増加させる。	310人	H29	400人	R5

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
【住民交流の促進によるまちの活性化】 ●既存の公共施設のうち、老朽化が進む施設については、規模・機能等を踏まえ集約して整備することで利便性を高め、利用者の増加を図り住民交流を深めまちを活性化させる。 ・現状、診療所、役場庁舎及び図書館が隣接しており、役場庁舎の一部と図書館は耐震基準を満たしていることから、それらを残し、その他の老朽化した公共施設(総合福祉会館)を集約・合築した複合施設(診療所、行政、地域交流センター、図書館)として整備する。 ※東神楽町立地適正化計画の中で、都市機能誘導区域における施策として、公共施設集約・再編等による適正配置を掲げており、適合するものである。		・地域創造支援事業：診療所(複合施設) ・高次都市施設：地域交流センター(複合施設)
	【人口密度の維持による効果的・効率的なまちづくりの形成】 ●公共施設の複合化及び再生可能エネルギー施設の導入、移住定住施策(町による住宅リフォーム等補助)の実施により、施設の利便性の向上、空き家発生の低減を図り、人口減少下でも人口密度の希薄化を抑制し、効果的効率的なまちづくりを形成する。 ※東神楽町立地適正化計画の中で、居住誘導区域における施策として、リフォーム補助による良質な住宅の普及促進を掲げており、適合するものである。	・地域創造支援事業：複合施設(診療所) ・高次都市施設(地域交流センター(複合施設)) ・再生可能エネルギー施設(地域交流センター・診療所) ・関連事業(未来につなげる「住まいの輪」促進事業)
	【歩いて暮らせるまちづくり】 ●健康づくりを推進するため、子どもから高齢者まで歩いて暮らせるまちづくりを形成する。 ・複合施設への歩行者アクセスを向上させるため、道路の整備を実施する。 ・歩行者のためポケットパークを整備する。 ・トレーニングセンターを増築し、再生可能エネルギー施設の導入など、電気代の高騰などの影響を受けない安定したエネルギーを得ることで利用者の負担を軽減し、バリアフリー化や、町が推進している「健康食育タウン」事業に寄与する施設整備を行うことで利便性を高め町民の健康増進を図る。 ・町主催の健康くらぶへの加入を促進し、町民の健康志向を強化する。 ※東神楽町立地適正化計画の中で、居住誘導区域における施策として、歩いて暮らせる住環境の整備促進を掲げており、適合するものである。	・道路：西1丁目通り線、南2条通り線 ・地域生活基盤施設(ポケットパーク) ・地域創造支援事業(トレーニングセンター増築事業) ・再生可能エネルギー施設(トレーニングセンター) ・関連事業(健康食育タウン事業)
その他		
【まちづくりの住民参加】 ・複合施設整備事業については、住民代表20名による公共施設等集約化検討委員会を立ち上げ、その意見を反映させて計画を策定しており、今後も住民参加のスタイルを継続していく。 【重点的に取り組むテーマ】 都市機能の集約化 【環境に配慮した施設の整備】 ・ゼロカーボンシティを達成するために再生可能エネルギー設備の設置やCO2の排出を抑制した施設の整備を行う		

交付対象事業費	2,702	交付限度額	1,336.0	国費率	0.494
---------	-------	-------	---------	-----	-------

(金額の単位は百万円)

基幹事業	事業		事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象 事業費	費用便益比 B／C
		細項目					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						
	道路	市町村道	町道西1丁目通り線	東神楽町	直	170m	R2	R5	R2	R5	55	55	55		55	－
		市町村道	町道南2条通り線	東神楽町	直	230m	R2	R5	R2	R5	69	69	69		69	－
	公園															
	古都保存・緑地保全等事業															
	河川															
	下水道															
	駐車場有効利用システム															
	地域生活基盤施設		ポケットパーク	東神楽町	直	15か所	H31	R5	H31	R5	120	120	120		120	－
			再生可能エネルギー 地域交流センター	東神楽町	直	1か所	R4	R4	R4	R4	50	50	50		50	
			再生可能エネルギー 診療所	東神楽町	直	1か所	R5	R5	R5	R5	80	80	80		80	
			再生可能エネルギー トレーニングセンター	東神楽町	直	1か所	R5	R5	R5	R5	19	19	19		19	
	高質空間形成施設															
	高次都市施設	地域交流センター	複合施設	東神楽町	直	2,503㎡	H31	R5	H31	R5	1,644	1,644	1,644		1,644	－
		観光交流センター														
		テレワーク拠点施設														
		子育て世代活動支援センター														
		複合交通センター														
	誘導施設	医療施設	複合施設診療機能部分	東神楽町	直	587㎡	H31	R5	H31	R5	532	532	532		532	1.1
		社会福祉施設														
		教育文化施設														
		子育て支援施設														
		元地の管理の適正化														
	基幹的誘導施設															
	既存建造物活用事業															
	土地区画整理事業															
	市街地再開発事業															
	住宅街区整備事業															
	バリアフリー環境整備事業															
	優良建築物等整備事業															
	住宅市街地総合整備事業															
	街なみ環境整備事業															
	住宅地区改良事業等															
	都心共同住宅供給事業															
	公営住宅等整備															
	都市再生住宅等整備															
	防災街区整備事業															
	復興促進事業															
	エリア価値向上整備事業															
	合計										2,569	2,569	2,569	0	2,569	1.1

統合したB／Cを記入してください

…A

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費			交付対象 事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分	
地域創造 支援事業	健康増進施設	トレーニングセンター増築部分	東神楽町	直	128㎡	R4	R5	R4	R5	133	133	133		133
事業活用 調査														
まちづくり活 動推進事業														
合計										133	133	133	0	133

居住誘導促進事業													
事業	事業箇所名	事業主体	直／間		(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象 事業費
					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
居住誘導促進事業													
合計									0	0	0	0	0 …C
												合計(A+B+C)	2,702

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間単独	開始年度	終了年度	
合計											0

[illegible]

東神楽中央市街地地区(北海道東神楽町)	面積	96.5 ha	東神楽町南1～3条西1～3丁目、東1～2丁目 東神楽町北1～2条西1～2丁目、東1～2丁目
---------------------	----	---------	--

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。

